日本年金機構では、マイナンバーを利用した「情報連携」を行っています。

- マイナンバー制度では、国民の利便性向上のため、行政機関などが相互に情報をやり取りして添付書類省略などを行う「情報連携」という仕組みが設けられています。
- 日本年金機構では、令和元年7月1日から年金給付関係の届出・申請について情報連携の本格運用を開始しておりましたが、令和元年10月30日から国民年金関係の一部の届出についても情報連携の本格運用を開始しました。
- 以下のような届出・申請の際に、情報連携により情報を取得し添付書類の省略などを行います。

届書・申請書	省略可能な添付書類
国民年金保険料免除・納付猶予申請書 国民年金保険料学生納付特例申請書 など	住民票の写し・課税証明書 など
老齢・障害・遺族年金請求書 未支給（年金・保険給付）請求書 など	

※ 戸籍関係の書類などについては、添付書類の省略はできません。

※ マイナンバーを利用した情報連携について、詳しくは日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/）をご覧ください。

日本年金機構
Japan Pension Service